

厚生労働省発障第0511002号

平成21年5月11日

〔 最終改正
厚生労働省発障0401第2号
令和3年4月1日 〕

各 都道府県知事 殿

厚生労働事務次官

障害者自立支援給付費の国庫負担について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）等に基づく国庫負担金の交付については、別紙「障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成21年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村に対する周知につき配慮願いたい。

別 紙

障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱

(通則)

- 1 障害者自立支援給付費国庫負担金については予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 障害者自立支援給付費国庫負担金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定等に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支弁する自立支援給付費の支給に要する費用の負担及び法の円滑な施行に資する事業に要する費用の一部等を補助することにより、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

- 3 この交付要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。
 - (1) 「障害福祉サービス」とは、法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。
 - (2) 「介護給付費等」とは、法第19条第1項に規定する介護給付費等をいう。
 - (3) 「指定障害福祉サービス等」とは、法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。
 - (4) 「特定費用」とは、法第29条第1項に規定する特定費用をいう。

- (5) 「障害福祉サービス費等」とは、法第92条第1号に規定する障害福祉サービス費等をいう。
- (6) 「相談支援給付費等」とは、法第92条第2号に規定する相談支援給付費等のうち特例計画相談支援給付費を除いたものをいう。
- (7) 「障害福祉サービス費等負担対象額」とは、法第94条第1項第1号に規定する障害福祉サービス費等負担対象額をいう。
- (8) 「指定障害福祉サービス等費用基準額」とは、指定障害福祉サービス等につき、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。
- (9) 「介護給付費等利用者負担額」とは、指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額をいう。
- (10) 「給付率」とは、「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」（平成18年厚生労働省告示第530号。以下「国庫負担基準告示」という。）の二の二に規定する割合をいう。なお、ここでいう割合は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援（以下「居宅介護等」という。）に係る当該年度の7月サービス提供分（過誤請求分を除く。）の介護給付費等の額（以下「給付費」という。）を給付費に居宅介護等に係る介護給付費等利用者負担額を加えた額で除した割合とする。

(交付の対象)

4 障害者自立支援給付費国庫負担金は、次の種目を交付の対象とする。

(1) 障害福祉サービス費等

ア 介護給付費等

(ア) 介護給付費及び訓練等給付費

法第29条第1項の規定に基づき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護（医療に係るものを除く。）、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援及び施設入所支援並びに自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助に関して市町村が行う介護給付費及び訓

練等給付費の支給に要する費用

(イ) 特例介護給付費及び特例訓練等給付費

法第30条第1項の規定に基づき、市町村が行う特例介護給付費及び特例訓練等給付費の支給に要する費用

イ 特定障害者特別給付費

法第34条第1項の規定に基づき、市町村が行う特定障害者特別給付費の支給に要する費用

ウ 特例特定障害者特別給付費

法第35条第1項の規定に基づき、市町村が行う特例特定障害者特別給付費の支給に要する費用

(2) 相談支援給付費等

ア 地域相談支援給付費

法第51条の14第1項の規定に基づき、市町村が行う地域相談支援給付費等の支給に要する費用

イ 特例地域相談支援給付費

法第51条の15第1項の規定に基づき、市町村が行う特例地域相談支援給付費等の支給に要する費用

ウ 計画相談支援給付費

法第51条の17第1項の規定に基づき、市町村が行う計画相談支援給付費の支給に要する費用

(3) 補装具費

法第76条第1項の規定に基づき、市町村が行う補装具費の支給に要する費用

(4) 高額障害福祉サービス等給付費

法第76条の2第1項の規定に基づき、市町村が行う高額障害福祉サービス等給付費の支給に要する費用

(5) やむを得ない事由による措置

児童福祉法第21条の6、身体障害者福祉法第18条及び知的障害者福祉法第15条の4並びに第16条第1項第2号の規定に基づき、市町村が行う行政措置に要する費用（治療に要する費用及び国の設置する障害者支援施設等に対し身体障害者福祉法第18条第2項の規定による委託をした場合において、その委託後に要する費用を除く。）

(交付額の算定方法)

5 障害者自立支援給付費国庫負担金の交付額は、次のとおり算出された額

とする。

別表 1 の第 2 欄に定める種目ごとに、第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入の額を控除した額とを比較してそれぞれ少ない方の額に第 5 欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(負担金の概算払)

- 6 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

- 7 障害者自立支援給付費国庫負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業に要する各種目ごとの経費の配分の変更は厚生労働大臣の承認を要しないものとする。
 - (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は、事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
 - (5) この負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、調書及び証拠書類を負担金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。

(申請手続)

- 8 障害者自立支援給付費国庫負担金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は別紙様式 3 による申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。
 - (2) 都道府県知事は、(1) の申請書を受理したときは、その内容を審

査し必要に応じて現地調査等を行い適正と認めるときは、これを取りまとめのうえ別紙様式2による申請書に關係書類を添えて別途定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 9 障害者自立支援給付費国庫負担金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、別途定める日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 10 都道府県知事は、8(1)又は9による交付申請書が到達したときは速やかに厚生労働大臣に提出を行うものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達したときは速やかに交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

- 11 都道府県知事は、市町村分に係る障害者自立支援給付費国庫負担金について厚生労働大臣の交付の決定(決定の変更を含む。)があったときには、市町村長に対し、別紙様式4又は別紙様式5により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

- 12 障害者自立支援給付費国庫負担金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 市町村長は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式7による事業実績報告書に關係書類を添えて都道府県知事が定める日まで(7の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)に都道府県知事に提出して行わなければならない。

なお、高額障害福祉サービス等給付費において、高額介護(予防)サービス費及び高額医療合算介護(予防)サービス費との併給調整を行った場合の併給調整相当額は、当該併給調整相当額が確定した年度の実績報告に反映させるものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)の書類を受理したときは、その内容を審査

し必要に応じて現地調査等を行い適正と認めたときは、これを取りまとめのうえ別紙様式6による事業実績報告書に係る書類を添えて翌年度の6月末日までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(負担金の額の確定の通知)

- 13 都道府県知事は、市町村分に係る障害者自立支援給付費国庫負担金について厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市町村長に対し別紙様式8により、速やかに確定の通知を行うものとする。

(負担金の返還)

- 14 厚生労働大臣は、交付すべき障害者自立支援給付費国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える障害者自立支援給付費国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 15 特別の事情により5、8、9及び12に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表 1

1 区 分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補 助 率
障 害 者 自 立 支 援 給 付 費 負 担 金	1 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 費 等	<p>次に掲げる額の合算額</p> <p>1 介護給付費等（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援及び国庫負担基準告示の一に掲げる者が利用する障害福祉サービスに係るものに限る。） 当該介護給付費等について、国庫負担基準告示の二の規定に基づき当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の人数に応じ算定した額</p> <p>2 介護給付費等（1に掲げるものを除く。） (1) 介護給付費及び訓練等給付費 法第29条第3項の規定に基づき算定した額 (2) 指定障害福祉サービス費等に係る特例介護給付費及び特例訓練等給付費 法第30条第3項の規定により市町村が定める額 (3) 基準該当障害福祉サービスに係る特例介護給付費及び特例訓練等給付費 法第30条第3項の規定により市町村が定める額</p> <p>3 特定障害者特別給付費 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第21条第1項の規定に基づき算定した額</p> <p>4 特例特定障害者特別給付費 令第21条の3の規定により準用する令第21条第1項の規定に基づき算定した額</p>	<p>1～2 当該介護給付費等の支給に要した費用</p> <p>3 法第34条第1項の規定に基づく特定障害者特別給付費の支給に要した費用</p> <p>4 法第35条第1項の規定に基づく特例特定障害者特別給付費の支給に要した費用</p>	<p>$\frac{50}{100}$</p>

<p>2 相談支援給付費等</p>	<p>次に掲げる額の合算額</p> <p>1 地域相談支援給付費 令第44条第3項第2号の規定に基づき算定した額</p> <p>2 特例地域相談支援給付費 令第44条第3項第2号の規定に基づき算定した額</p> <p>3 計画相談支援給付費 令第44条第3項第2号の規定に基づき算定した額</p>	<p>1 法第51条の14第1項の規定に基づく地域相談支援給付費等の支給に要した費用</p> <p>2 法第51条の15第1項の規定に基づく特例地域相談支援給付費等の支給に要した費用</p> <p>3 法第51条の17第1項の規定に基づく計画相談支援給付費の支給に要した費用</p>	<p><u>50</u> 100</p>
<p>3 補装具費</p>	<p>法第76条第2項の規定及び「補装具費支給事務取扱指針について」（平成30年3月23日障発0323第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添により算定した補装具費の支給に要した費用の額</p>	<p>法第76条第1項の規定に基づく補装具費の支給に要した費用</p>	<p><u>50</u> 100</p>
<p>4 高額障害福祉サービス等給付費</p>	<p>令第43条の5の規定に基づき算定した額</p>	<p>法第76条の2第1項の規定に基づく高額障害福祉サービス等給付費の支給に要した費用</p>	<p><u>50</u> 100</p>
<p>5 やむを得ない事由による措置</p>	<p>次に掲げる額の合算額</p> <p>1 「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成18年11月17日障発第1117002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の1に基づき算定した費</p>	<p>やむを得ない事由による措置により、障害者等につき、障害福祉サービスを提供し、又は障害福祉サービスの提供を委託するために</p>	<p><u>5</u> 10 又は <u>1</u> 2</p>

		<p>用から、同通知の別紙に基づき算定した利用者負担額を控除した額（治療に要する費用を除く。）</p> <p>2 障害者支援施設の場合 1月につき54,000円（1月に満たない月がある場合は、日割りにより計算した額）</p> <p>3 生活介護事業所、短期入所事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、共同生活援助事業所の場合 1食につき530円（食事の提供が行われた場合に限る。）</p>	<p>必要な扶助費等又は委託料（治療に要する費用を除く。）</p>
--	--	--	-----------------------------------